算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 12 年度及び平成 13 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{12} = 0.011$

$C_{13} = 0.015$

α　第１号算式の符号αに同じ。

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{14} = 0.015$

$E_{15} = 0.019$

$E_{16} = 0.019$

$E_{17} = 0.017$

$E_{18} = 0.016$

$E_{19} = 0.016$

$E_{20} = 0.01593$

F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$G_{12} = 0.018$

$G_{13} = 0.018$

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のう

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 11 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{11} = 0.008$

$C_{12} = 0.011$

$C_{13} = 0.016$

α　第１号算式の符号αに同じ

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$E_{14} = 0.015$

$E_{15} = 0.019$

$E_{16} = 0.019$

$E_{17} = 0.017$

$E_{18} = 0.016$

$E_{19} = 0.016$

$E_{20} = 0.01597$

F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$G_{11} = 0.011$

$G_{12} = 0.018$

$G_{13} = 0.018$

H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のう